

ワンタイムパスワードサービス利用規定

第1条 ワンタイムパスワードとトークン

ワンタイムパスワードサービス（以下、「本サービス」といいます。）で利用するワンタイムパスワードとは、パスワードを生成・表示する機器等（以下、「トークン」といいます。）に表示され、都度変化するパスワードをいいます。トークンには、「ハードウェアトークン」と「ソフトウェアトークン」の2つの方式があります。

(1) ハードウェアトークン

当金庫がお客さまに交付する機器を利用する方式で、お客さまは所定の方法によりトークンにワンタイムパスワードを表示させ使用します。

(2) ソフトウェアトークン

当金庫が指定するパスワード生成アプリケーション（以下、「アプリ」といいます。）を利用する方式で、お客さまはアプリをスマートフォン（以下、「端末」といいます。）にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。

第2条 利用資格

ワンタイムパスワードの利用対象者は、「かめしんWEB-FBサービス」または「かめしんインターネットバンキングサービス」をご契約のお客さまに限るものとします。

第3条 利用申込および利用開始

(1) ハードウェアトークン

お客さまが、当金庫に本サービスの利用開始の依頼を行う場合は、当金庫所定の方法により当金庫宛にお申込みください。お客さまからのお申込後、原則として当金庫からお客さまの届出住所宛に送付します。トークン到着後、当金庫所定の登録画面にトークン裏面に記載の「トークンID」および表示される「ワンタイムパスワード」を入力し、これらが当金庫の保有するトークンIDおよびワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はお客さまからの利用開始の依頼とみなし、本サービスの利用が可能となります。

(2) ソフトウェアトークン

端末にアプリをダウンロードし、当金庫所定の方法でアプリに表示される「トークンID」および表示される「ワンタイムパスワード」を入力し、これらが当金庫の保有するトークンIDおよびワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はお客さまからの利用開始の依頼とみなし、本サービスの利用が可能となります。

第4条 手数料

1. トークンの新規・追加・交換発行および紛失・破損による再発行にあたっては、当金庫所定のトークン発行手数料をいただきます。
2. 当金庫は発行手数料その他ワンタイムパスワードにかかる手数料を、お客さまに事前に通知することなく変更または新設することがあります。

第5条 トークンの有効期限

1. ハードウェアトークンの利用期限は、ハードウェアトークンの電池切れ等によりワンタイムパスワードが表示されなくなるまでとします。ワンタイムパスワードの電池残量が低下しましたら、ハードウェアトークン再発行の申込みを行ってください。電池切れ等によりハードウェアトークンが使用できなくなった場合、そのために生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。

利用できなくなったハードウェアトークンは、お客さまの責任において破壊のうえ破棄してください。

2. 新しいハードウェアトークンが交付された場合には、お客さまは、第3条の利用開始手続きを行うものとします。

3. ソフトウェアトークンの利用期限はありません。

4. 前項に関わらず、ソフトウェアトークンのアプリをインストールした端末につき、譲渡、破棄等の事由によりお客さまが使用しなくなった場合、ソフトウェアトークンは使用できなくなるものとします。この場合、お客さまは責任をもって端末からアプリを完全に消去するものとし、あらためてソフトウェアトークンが必要となったときには、新たに第3条の利用開始手続きを行うものとします。

第6条 トークンの紛失及び盗難

1. お客さまは、トークンを失ったとき、トークンが偽造・変造・盗難・紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき（ソフトウェアトークンをインストールした端末の盗難・紛失等を含むものとします。）または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当金庫所定の方法によって当金庫に届け出るものとします。この届出を受けたときは、当金庫は直ちに本サービスの利用停止等の措置を講じます。

2. 前記1. の場合、お客さまは、再発行の依頼を当金庫所定の方法により行うことができます。当金庫がハードウェアトークンの再発行の依頼を受け付けた場合、当金庫はトークンを再発行のうえ、原則としてお客さまの届出住所宛に送付します。ソフトウェアトークンの場合、お客さまにあらたにアプリをダウンロードしていただくことでトークンを再発行いたします。

3. 前記2. によりトークンの再発行を行った場合には、お客さまは第3条の利用開始手続きを行うものとします。

第7条 解約等

1. 本規定に基づくワンタイムパスワードサービス利用契約（以下、「本契約」といいます。）を解約する場合、当金庫所定の方法によりお届けください。

2. 「かめしんWEB-FBサービス」または「かめしんインターネットバンキングサービス」の契約を解約された場合は、本契約も自動的に解約されます。

3. 不要になったトークンは、お客さまの責任において破棄するか、当金庫へ返却してください。

第8条 免責事項等

1. ハードウェアトークンを第3条により発行または第5条、第6条により再発行のう

えご契約先に送付する際に、送付上の事故等当金庫の責めによらない事由により、第三者（当金庫職員を除く。）が当該ハードウェアトークンを入手したとしても、そのために生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。

2. ワンタイムパスワードおよびトークンは、お客さま自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとし、ワンタイムパスワードおよびトークンの管理について、お客さまの責めに帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合を除き、お客さまに生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。

3. ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合、お客さまは、当金庫宛に直ちにワンタイムパスワードの利用中止およびトークンの再発行の依頼をするものとし、ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても当金庫に責めがある場合を除き、お客さまに生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。

4. 当金庫が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当金庫所定の回数以上連続して伝達された場合は、当金庫は、「かめしんWEB-FBサービス」または「かめしんインターネットバンキングサービス」の利用を停止します。お客さまが「かめしんWEB-FBサービス」または「かめしんインターネットバンキングサービス」の利用を再開する場合は、当金庫所定の書面により当金庫宛に届け出るものとし、

5. お客さまの届出住所が不正確であるため、または、お客さまが届出住所の変更の届け出を怠ったために、送付したハードウェアトークンが当金庫に返戻された場合は、本サービスは利用できなくなります。また、ハードウェアトークンが当金庫に返戻された場合は、お客さまは当金庫に再度、送付を依頼するものとし、

6. ハードウェアトークンの故障・電池切れ、またはソフトウェアトークンの不具合等の事由でお取引の取扱いが遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当金庫は一切の責任を負いません。

第9条 譲渡・質入の禁止

1. お客さまは、ハードウェアトークンを他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定してはならず、また、ハードウェアトークンを他人に貸与、占有または使用させることはできません。

2. お客さまはソフトウェアトークンのアプリを当初インストールした端末でのみ使用するものとし、他人に譲渡、再使用許諾、その他の権利を設定してはならず、また使用させることはできません。

3. ソフトウェアトークンのアプリは、アプリの製作者および販売元が定める使用条件を遵守のうえ使用するものとし、

第10条 規定等の準用

本規定に定めのない事項については、「かめしんWEB-FBサービス利用規定」、「かめしんインターネットバンキングサービス利用規定」ならびに各サービス利用口座にかかる各種規定により取り扱います。

第 1 1 条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容をお客さまに事前に通知することなく店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切の責任をおいしません。

第 1 2 条 サービスの変更・停止・終了

当金庫は、本サービスの全部または一部を変更・停止・終了することがあります。その場合は可能な限り事前に相当な期間をもって当金庫所定の方法により告知します。この場合、契約期間内であっても本サービスの全部または一部が利用できなくなります。

第 1 3 条 準拠法・管轄

1. 本規定の契約準拠法は日本法とします。
2. 本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とすることに合意します。

以 上

(2017年11月6日現在)